

訊注 魏書刑罰志(二) (未定稿)

内田智雄

魏初、禮俗純朴、刑禁疎簡、宣帝南遷、復置四部大人、坐王庭決辭訟、以言語約束、刻契記事、無囹圄考訊之法、諸犯罪者、皆臨時決遣、神元因循、亡所革易、穆帝時、劉聰石勒、傾覆晉室、帝將平其亂、乃峻刑法、每以軍令從事、民乘寬政、多以違命得罪、死者以萬計、於是國落騷駭、平文承業、綏集離散、昭成建國二年、當死者、聽其家獻金馬以贖、犯大逆者、親族男女無少長皆斬、男女不以禮交皆死、民相殺者、聽與死家馬牛四十九頭、及送葬器物以平之、無繫

訊連逮之坐、盜官物、一備五、私則備十、法令明白、百姓晏然、

魏の初め、礼俗は純朴で、刑罰禁令はおおまかであった。宣帝が南遷してから、また四部大人をおき、王庭に座して訴えごとを裁決し、ことばでもって規則をさだめ、木切れにしるしをきざんで事を記録にとどめ、牢獄につないだり訊問したりするきまりがなかった。すべて罪を犯した者は、みなその場で決断をくださった。神元帝もそれを踏襲して変更するところがなかった。

穆帝の時、劉聰や石勒が晉の王室をくつがえした。帝はその乱を平定しようとし、そこで刑法をきびしくし、常に軍令をもつて事を処理した。民はゆるやかな政治に慣れていたので、命令に違背して罪を得るものが多く、死刑になったものは万をもつて数えた。そのため国中は驚き騒いだ。平文帝が位をついでから、離散した民を集め安んじた。

昭成帝の建国二年に、死罪に該当するものには、その家族が金や馬を献じて罪を贖うことを許し、大逆の罪を犯したものは、

a 宣帝が南遷してから。

宣帝托跋推寅は魏の遠祖で、太祖道武帝が国を建てた後、これに宣帝の諡をたてまつった。

b 四部大人。

四部とは四つの部族、大人とはその部族の長をいう。

c ことばでもって規則をさだめ。

成文法でなく、言語による拘束禁令で民を規制すること。

d 神元帝。

名は力微。魏の祖先。太祖道武帝の時諡して神元帝という。魏書によれば二二〇—二七七の間在位し、三國の魏に通交したと記されている。

e 穆帝。

名は猗盧。神元帝の孫。諡して穆帝という。在位 295—316 A.D. 国が三部に分れていたのを統一し、三二〇年晉を助けて匈奴を破り、晉から山西北部の地を与えられて代公に封ぜられ、のち代王に進んだ。

f 劉聰。

匈奴の単于劉淵の子。晉の永嘉四年(310 A.D.)に兄の和を殺してみずから位につき、洛陽を攻略して晉の懷帝(307—313 A.D.)を捕え、後これを殺し、その後、劉曜等をつかわして長安を攻め、晉の愍帝(313—316 A.D.)を降して、西晉を滅亡させた。東晉の太興元年(318 A.D.)に卒した。

g 石勒。

匈奴の別種の羯の出身。後趙の高祖。少年のとき奴隸として売られ、長じて群盗となり、劉淵が漢国を建てた時(304 A.D.)、これに帰服し、兵を率いて多くの州郡を陥れた。東晉の太興中に劉淵の一族の劉曜の建てた前趙に対立して後趙王を称し(319)、のち劉曜を殺してその地をあわせ、皇帝と称した(330)。五胡の諸

その親族の男女は、老幼の区別なくことごとく斬刑とし、男女が礼をふまずに通じた場合はみな死刑とし、人民のあいだの殺人の場合は、死んだものの家に馬や牛四十九頭と送葬の器具とをおくって、それで和解することを許し、繫囚・訊鞠や連坐の制度がなかった。官の物を盗めば、一について五を償わせ、私物であれば十を償わせた。かくのごとく法令が明白であったので、百姓は安らかであった。

太祖[△]幼遭艱難、備嘗險阻、具知民之情僞、及在位、躬行仁厚、協和民庶、既定中原、患前代刑網峻密、乃命三公郎王德、除其法之酷切於民者、約定科令、大崇簡易、是時天下民、久[△]苦兵亂、畏法樂安、帝知其若此、乃鎮之以玄默、罰必從輕、兆庶欣戴焉、然於大臣、持法不捨、季年、災異屢見、太祖不豫、綱紀褫頓、刑罰頗爲濫酷、

国の中で最も強盛であった。東晉の咸和七年(332 A. D.)年六十で卒した。

^h平文帝。

名は鬱律、穆帝の弟の子。在位317—321 A. D. 昭成帝。

ⁱ昭成帝。

名は什翼犍、平文帝の次子。在位338—376 A. D. 十九歳の時、東晉に対する服属関係をたち、はじめて年号をたてて建国元年(338)と称した。建国三十九年、年五十七で卒した。

△汲古閣本には「祖」が「初」になっている。

△南監本には「久」が「人」になっている。

太宗即位、修廢官、恤民隱、命南平公長孫嵩、北新

侯安同、對理民訟、庶政復有敘焉、帝既練精庶事、爲吏者浸以深文避罪、

太祖は幼少の時、艱難にあい、いろいろ世のきびしさを経験し、つぶさに民の実情を知っていた。位についてから、身をもって仁厚の政を行ない、民衆を和合させた。中原を平定した後、前代の刑罰制度が峻厳細密であることを憂えて、三公郎の王徳に命じて、刑法のうちで民にとってきびしすぎるものを除かせ、法令を制定して、大いに簡易を旨とした。その当時、天下の民は久しく兵乱に苦しみ、法をおそれいとい安らかな生活を願っていた。帝はこのような民の気持を知っていたので、玄黙の徳をもつて世を治め、刑罰は必らず軽きにしたがい、万民はその君をよろこび仰いだ。しかし大臣たちに対しては法を堅持して容赦しなかった。ところが末年には災異がしばしばおこり、太祖は健康がすぐれなかつたので、綱紀はすたれ、刑罰ははなはだ苛酷に失するようになった。

太宗が位についてから、廢れた官職を修めとのえ、民の困窮をあわれみすくい、南平公長孫嵩と北新侯安同とに命じて、

a 太祖は幼少の時、艱難にあい。

太祖は托跋珪(道武帝)のこと。太祖の生れた年、長孫斤の乱で父は没し、祖父の健(昭成帝)に養なわれたが、三七八年、符堅の攻略にあつて代国は壊滅し、健も病死し、国土は前秦の支配下に入った。当時六歳であつた帝は、劉庫仁に身を寄せ、後さらに賀蘭部に移り、ひそかに代国の再興に力をつくした。

b 三公郎。

三公尚書の属官で、三公尚書は刑罰などのことを掌る。訳注晉志(七)一頁脚注a参照。

c 王徳。

その伝は詳らかでないが、太祖紀によると、これは天興元年十一月辛亥のことである。

d 太宗。

明元帝(409—423 A. D. 在位)、名は嗣、太祖の長子。

e 長孫嵩。

代の人。父の仁は昭成帝のとき南部大人であつた。崇は十四歳で父に代つて南部大人となり、のち太祖に従い、軍功を重ねて冀州刺史、爵鉅鹿公をあたえられ、侍中・司徒・相州刺史を歴任し、南平公に封ぜられた。太宗即位ののち、北新侯安同ら八人とともに庶政に参加したので世に九公と称せられた。世祖太武帝のとき爵を北平王に進められ、のち太尉に遷りやがて柱国大將軍を加えられ、以後天子親征に際しても多く京師に留つて刑獄を断じた。年八十で卒した。

二人で民の訴訟を裁かせたので、もろもろの政に再び秩序がたつた。帝は諸事に精を出したので、役人たるものはおいおい法を厳しく適用することによって、咎めをうけるのをさけるようになった。

f 安同。

遼東の人。パルチャ人の子孫で、太祖に見出されて仕え、軍功をもって広武將軍、爵北新侯となった。太宗明元帝の即位ののち、長孫崇とともに訴訟を掌った。世祖太武帝の即位ののち高陽公に進み、のち征東大將軍、冀青二州刺史となり、神龜二年(429 A. D.)に卒した。

世祖即位、以刑禁重、神龜中、詔司徒崔浩、定律令、

除五歲四歲刑、增一年刑、分大辟爲二科、死斬、死入

絞、大逆不道腰斬、誅其同籍、年十四已下腐刑、女子

沒[△]縣官、害其親者輾之、爲蠱毒者、男女皆斬、而焚其

家、巫蠱者、負殺羊抱犬沈諸淵、當刑者贖、貧則加鞭

二百、畿內民富者、燒炭於山、貧者役於園溷、女子入

舂槁、其固疾不逮于人、守苑囿、王官階九品、得以官

爵除刑、婦人當刑而孕、產後百日乃決、年十四已下、

降刑之半、八十及九歲、非殺人不坐、拷訊不踰四十

九、論刑者、部主具狀、公車鞠辭、而三都決之、當死

者、部案奏聞、以死不可復生、懼監官不能平、獄成皆

△汲古閣本には「沒」が「投」になっている。

△百衲本には「拷」が「拷」になっている。

呈、帝親臨問、無異辭怨言乃絶之、諸州國之大辟、皆先讞、報乃施行、闕左懸登聞鼓、人有窮冤則搥鼓、公車上奏其表、是後民官瀆貨、帝思有以肅之、太延三年、詔天下吏民、得舉告牧守之不法、於是凡庶之凶悖者、專求牧宰之失、迫脅在位、取豪於閭閻、而長吏咸降心以待之、苟免而不恥、貪暴猶自若也、

世祖^aが位につくと、刑罰が重いといふので、神麿^{しんか}年間に、司徒^cの崔浩^dに詔して律令を定めさせた。すなわち、五歳刑と四歳刑とを除き、一年の刑を増し、大辟を分けて二種類とした。死と斬である。死の場合は絞刑とする。大逆不道^eは腰斬に処し、その同籍のものを誅殺し、年十四以下は腐刑とし、女子は官に奴隸として没入する。自分の親を殺害したものは輓刑^fに処し、蠱毒^{ごどく}を行なつたものは、一家の男女いづれも斬刑にし、その家を焼きはらう。巫蠱^{ふご}を行なつたものは黒い羊を背負わせ犬を抱かせて淵に沈めた。刑に当るものは贖を許されることもあり、貧しくて贖いえないものは鞭を加えること二百とする¹。畿内の

a 世祖。

太武帝。名は燾^{たう}、太宗明元帝の長子(423—452A. D. 在位)。

b 神麿年間。

魏書の帝紀によれば神麿四年(431A. D.)のことである。

c 司徒。

宰相の職、三公の一。

d 崔浩。

字は伯淵、清河の人。太宗明元帝の初に博士祭酒となり、常に帝に經書を講じた。世祖太武帝の即位ののち、その才能を愛せられ、国政に疑議があるときは常に諮問をうけた。神麿四年に司徒となり、国政の実権を握つたが、太平真君十一年(450A. D.)、事によってその一族とともに誅せられた。

e 大逆不道。

臣子の義にそむき、人道に反する行為。

f 輓刑。

車裂(くるまさき)の刑。

g 蠱毒。

唐の孔穎達(左伝昭公元年疏)は、毒薬を以て人に薬し、人をしてみずから知らざらしむる者、今の律これを蠱毒と謂う、と云っており、また唐律疏議(賊盜三)には、蠱は多種ありて能く究め悉くすなし、事、左道に關し、つぶさに知るべからず。或は諸蟲を集合して一器の内に置き、久しくして相食い諸蟲みな尽く、もし蛇在ればすなわちこれを蛇蠱となすの類、とあるが、詳しいことは明らかでない。

h 巫蠱。

巫術をもちいて人の生命に害を加えようとする事。

民は、富んだものは山で炭を焼き、貧しいものは厩で勞務に服し、女子は穀物をほしたりついたりする仕事につき、不具廢疾で人なみでないものは御苑の番をする。朝廷の官階の九品のうちにある者は、官・爵をひきあてにしてその刑罰を免除することができる。婦人で刑をうけることになっていて妊娠している時は、産後百日してから刑をとり行なう。年齢十四以下のものは、刑の半分を減じ、八十以上と九歳以下のものは、殺人罪でないかぎり罪にはならない。訊問にあたっては四十九以上は鞭うたない。刑の判決をくだすのには、所轄官庁の長がその罪状を具申し、公車^kがその書類を審理し、三都¹がそれを決裁する。死刑にあたる者の時は、所轄官庁の案文を上奏する、死刑になれば再び生きかえることができず、担当の官が公平でありえないことをおそれるから、裁判が完了すればみなその判決文を上呈し、帝が親しく臨御して問いただし、否認の申したてや怨嗟のことがなければ、そこではじめて死刑を執行した。もろもろの州や国における死刑の場合は、みなまず天子に伺いをたて、その答報があつてから施行する。宮門の左側に登聞鼓をかけ、無実の罪をこうむり訴えるすべのないものがあれば、鼓を打ち、

i 刑に当るものは贖を許されることもあり、貧しくて贖いえないものは鞭を加えること二百とする。

原文の「當刑者」の表現は、死刑から徒刑まですべてを含むものとも解されるが、おそらく下文の「畿内民云云」と同様、徒刑の場合について云っているのである。しかも刑に当る者がすべて贖を許されるのではなく、身分・年令により、あるいは不具・過失等の事情によるものと解すべきであろう。また、刑の内容によって、おのずから贖の多少が決まるはずであるから、贖にかわる鞭の場合もその数に多少があり、「鞭を加えること二百」は、その最高を規定したものである。

j 畿内の民。
畿内は王城周辺の地域であるので、その特殊事情により、徒刑者に次のような勞務を課したものである。

k 公車。

官署の名、天下の上書や徵召のことをつかさどる。

1 三都。

通鑑卷一一一・一二四の胡三省注によると、北魏には、都坐大官・外都大官・中都大官(内都大官)の三都大官があり、みな裁判のことをつかさどった。

公車がその上書を上奏する。その後、民をおさめる役人に財貨に関する汚職行為が多かったので、帝はなんらかの肅正を行ないたいと考えた。太延三年^m、天下の吏・民に詔して、州郡の長官の不法行為を告発することを許した。そのため、庶民のなかの凶逆な者は、ひたすら州郡の長官の落度を探し求め、位にある役人を脅迫して、民間で威名をえた。一方、州郡の長官たちは、みなへりくだって彼等を通じ、その場をなんとかのがれて恥とはせず、相も変わらず貪慾横暴を行なった。

^m太延三年。

世祖太武帝の時の年号、437 A. D.

時輿駕數親征討、及行幸四方、眞君五年、命恭宗總百揆監國、少傅游雅上疏曰、殿下親覽百揆、經營内外、昧旦而興、諮詢國老、臣職忝凝承[△]、司是獻替、漢武時、始啓河右四郡、議諸疑罪、而謫徙之、十數年後、邊郡充實、並修農戍、孝宣因之、以服北方、此近世之事也、帝王之於罪人、非怒而誅之、欲其徙善而懲惡、謫徙之苦、其懲亦深、自非大逆正刑、皆可從徙、雖舉家投遠、忻喜赴路、力役終身、不敢言苦、且遠流

△百衲本・宋明本・南監本には「凝」が「疑」になっている。

分離、心或思善、如此姦邪可息、邊垂足備、恭宗善其言、然未之行、

時に天子はしばしばみずから征討し、また四方に行幸した。

真君五年^a、恭宗に命じて、万機をすべ国政をみさせた。少傅の游雅が上疏して次のように述べた。「殿下は親しく万機をみそなわし、国の内外を経営せられ、朝は未明に起きいで、国の老臣達に政務を諮問せられている。私はかたじけなくも輔弼の職にあたり、天子にたいして善いことをすすめ、悪いことをしりぞけるのを任務としている。漢の武帝の時、始めて河西の四郡を設け、もろもろの疑わしい罪のものを詮議して、罰としてこれを移住させた。そののち十数年にして、辺郡は充実し、いずれも農作と守備をととのえることができ、宣帝はこれによって北方を服従させたが、これは近世の事である。帝王の罪人に対する態度は、怒ってこれを誅罰するのではなく、彼等が善に移り悪に懲りるのを願うものである。罰として僻遠の地に移し流される苦痛は、その懲罰的な効果が大きい。大逆罪で規定どおりの刑を行なわねばならないものでないかぎり、みな流罪を適

^a 真君五年。

世祖太武帝の太平真君五年のこと。444 A. D.

^b 恭宗。

世祖太武帝の長子、名は晃。延和元年(432 A. D.)五歳にして皇太子となり、太平真君五年、世祖が涼州に西征するや監国となった。正平元年(451 A. D.)に卒した。年二十四。追尊して恭宗景穆帝という。

^c 少傅。

太子少傅のこと。皇太子を補導する職。

^d 游雅。

字は伯度、広平の人。世祖太武帝のとき、召されて中書博士となり、のち太子少傅となって禁兵を統轄し、また詔をうけて胡方回らと律制を改定した。和平二年(461 A. D.)に卒した。

^e かたじけなくも輔弼の職にあたり。

原文には「職忝疑承」とある。いにしえ天子の前後左右にはべって輔佐する官に疑・丞・輔・弼があり、これを四鄰(または四輔)といった。丞と承は通用の字で、ここにいう疑承は疑丞のことである(尚書大伝、礼記文王世子参照)。

^f 漢の武帝。141—87 B. C.

^g 始めて河西の四郡を設け。

漢の武帝の元鼎二年(115 B. D.)に武威(甘肅省の涼州)、酒泉(甘肅省の肅州)の二郡を設け、六年(111 B. C.)

用するがよい。そうすれば、家族ぐるみ僻遠の地に流されても、彼等は喜んで旅路にのぼり、生涯、勞役に服しても、あえてその苦しみを口にしないであろう。かつまた、遠く流され故郷の地を離れると、心のうちに、あるいは、善にかえりたいと思うものである。このようであれば、悪事が行なわれなくなり、辺境では防備ができるわけである」と。恭宗はこの上奏を善しとしたが、いまだこれを実行しなかった。

に張掖(甘肅省の甘州)、敦煌(甘肅省の沙州)二郡を増置した。

h 宣帝。74—49 B. C.

i 辺境では防備ができるわけである。

罰として流された者たちによって辺境は充実し、それによって外敵の襲来をふせぐ防備をととのえることができる。

六年春、以有司斷法不平、詔諸疑獄、皆付中書、依古經義論決之、初盜律、贓四十匹致大辟、民多慢政、峻其法、贓三匹皆死、正平元年、詔曰、刑網太密、犯者更衆、朕甚愍之、其詳案律令、務求厥中、有不便於民者、增損之、於是游雅與中書侍郎胡方回等、改定律制、盜律復舊、加故縱通情止舍之法及他罪、凡三百九十一條、門誅四、大辟一百四十五、刑二百二十一條、有司雖增損條章、猶未能闡明刑典、

△百衲本・南監本には「太」が「大」になっている。

六年^aの春、役人の裁判のしかたが公平でなかったので、詔して、もろもろの疑わしくて決めがたい裁判は、みな中書^bに廻付し、古えの經典の精神にのっとりて判決させた。また、初め、盜律に賊四十四で死刑とされていたが、民はそのおきてのきめ方が甘いと見て罪を犯すものが多かったので、その法をきびしくして賊三四でみな死罪とすることにした。正平元年^cに詔して、「刑罰の網の目があまりにも細密であるので、罪にふれるものがいよいよ多い。朕は、はなはだいたましく思う。律令を詳細に検討して、つとめてその中正を求め、民に不都合な点があれば、これを改廃せよ」といった。そこで、游雅は、中書侍郎^dの胡方回^e等と共に律の規定を改定した。すなわち、盜律は旧に復し、故縦^fや通情止舍^gの法を増し、それとその他の罪の規定とを并せて、すべてで三百九十一条^hとした。門誅ⁱに関するもの四條、大辟に関するもの一百四十五條、徒刑に関するもの二百二十一條であった。局に当る者は律の條章を改訂したけれども、なおいまだ刑典の本義を宣揚することができなかつた。(未完)

a 六年。

太平真君六年(445A. D.)のこと。

b 中書。

中書省のこと。中書省は魏晉よりはじまった官署で、北魏では西台ともいい、詔命奏事など機密を掌るところ。ここでは、中書省の中書令や中書侍郎などの官を指しているであろう。

c 正平元年。

世祖太武帝の時の年号、451A. D.

d 中書侍郎。

曹魏の初め、中書に監・令がおかれたが、また通事郎をおいて詔草を掌らしめた。晉になって通事郎を改めて中書侍郎とした。北魏では定員四人であった。

e 胡方回。

安定の臨涇の人。初め大夏の赫連氏に仕えて中書侍郎となつたが、世祖太武帝が赫連昌(在位425—428A. D.)を破ると、魏の国に入って仕え、のち中書博士となり、中書侍郎に遷った。清貧にして道を守り、卒した。

f 故縦。

監臨部主見知故縦のこと。すなわち、自分の部下や管轄下にある者が不法行為を犯した場合、その監督の任にある上司や職務上これを管掌する担当官吏が、そのことを見たり知ったりしていながら、故意にこれを見逃し放置することを処罰する罰則、

g 通情止舍。

情を知って犯罪者を止宿させることを云うのであろう。

h すべてで三百九十一条。

六典卷六刑部郎中の條の注には「凡三百九十條」とある。

り、通典卷一六七には「凡三百七十條」となっているが、通鑑卷一二六には本志と同じく「凡三百九十一條」とある。また、門誅以下の條數についても、六典では「門房誅四條、大辟一百四十條、五刑二百三十一條」と記しているが、通典は本志と同じ。なお、本志にしるす門誅以下の各條數の合計は、上掲の「凡三百九十一條」の數とは合致しない。さらに魏志後文には、高宗文成帝の條に「増律七十九章」とあり、高祖孝文帝が律の改訂を行なった條にも、「凡八百三十二章」とあり、それぞれその下文に「増律」ないし改訂した律名とその條章の數をあげているが、それらの條數の合計が、「七十九章」または「八百三十二章」と合致しないことは、ここに「すべてで三百九十一條」とある場合と同様である。

なお原文の「刑二百三十一條」の「刑」を、六典は「五刑」に作っていること上記のごとくであって、これによれば、「大辟一百四十條、五刑二百三十一條」となり、「刑」の字の意義も、また従ってその條數もかわってくるというまでもない。なお資治通鑑（一百三十五）では、「刑」を「雜刑」に作っている。

ⁱ門誅。

本志の下文には「門房之誅」とある。のちの魏書高祖紀太和五年の詔に、「其五族者、降止同祖、三族止一門、門誅止身」とあって、このとき高祖は、大逆などの大罪の場合における所定の緣坐の範圍（五族・三族・門誅）を特に一等づつ降等して処刑するように命じているが、これによると、北魏の刑法では本来「三族」刑は「同祖」を緣坐の範圍とし、「門誅」刑は「一門」に止まり「同祖」には及ばなかつたもので、一門に屬する父母・妻子・同産などをその緣坐の範圍としていたものと考えられる。